

高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、長野県弁護士会（以下「県弁護士会」という。）と公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「県社会福祉士会」という。）の協定に基づき、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の理念により、長野県内の市町村が受理した高齢者及び障がい者等への虐待（疑いを含む）について、その具体的な対応と体制整備等の助言を行い権利擁護の推進を図るために、虐待対応専門職チームを派遣することを目的とする。

(虐待対応専門職チーム)

第2条 虐待対応専門職チームは、高齢者・障がい者虐待に精通した県弁護士会と県社会福祉士会の会員各1名によって編成する。

2 虐待対応専門職チーム事務局（以下「事務局」という。）は、県社会福祉士会事務局内（長野市南県町 685-2 長野県食糧会館 6F TEL:026-266-0294 FAX:026-266-0339 E-mail : info@nacsw.jp）におく。

(派遣対象)

第3条 虐待対応専門職チームの派遣対象は、原則として市町村とする

2 市町村担当部署の管理職が出席する会議とする。

(実施内容)

第4条 虐待対応専門職派遣チームは、派遣要請があった市町村のケース会議、事例検討会等で助言・指導の業務を行う。ただし、直接の虐待者等の対応及び電話やFAX、メール等での相談対応は行わない。

(実施方法及び手順)

第5条 虐待対応専門職派遣に係る実施方法及び手順は次のとおりとする（所定の様式参照）。

- (1) 市町村は事務局に対して、原則として派遣希望日の2週間前までにケース概要や相談等の打合せを行う。
- (2) 市町村は、相談した内容に基づき、事務局に派遣申請を行う。
- (3) 事務局は、派遣申請に基づき派遣する専門職の調整後、派遣決定を市町村に通知をする。
- (4) 市町村は、派遣終了後14日以内に行政報告書を事務局に提出する。
- (5) 専門職は、派遣終了後14日以内に専門職報告書を事務局に提出する。

(派遣費用)

第6条 虐待対応専門職派遣チームに係る次の費用は、市町村が負担する

- (1) 派遣専門職の報酬は、各人1時間当たり11,000円（消費税込み）とする。
 - (2) 派遣専門職の旅費は、実費とする。ただし、乗用車使用については1km当たり25円とする
 - (3) 専門職派遣の事務費は、1ケース当たり2000円とする。
- 2 高齢者虐待対応の専門職派遣については、長野県の「高齢者虐待対応伴走支援事業」を予算の範囲内で活用することができる。

(守秘義務)

第7条 虐待対応専門職チームは、業務上知り得た秘密は、各専門職規定に基づく取り扱いをする善良なる管理者の注意を持ってこれを管理するものとし、これを他に漏洩してはならず、これは虐待対応専門職チーム構成員を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 虐待対応専門職チームは、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別途定める「高齢者・障がい者虐待防止対応事務に関する個人情報取扱要領」を守らなければならない。

(本要綱と委託契約書の関係)

第9条 本要綱は、委託契約書に基づくチーム派遣及び助言、派遣費用の支払を妨げるものではない。

ただし、新たに委託契約書の締結を希望する場合、市町村は、早期のチーム派遣を実現すべく、迅速に契約締結事務を進めることとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、県弁護士会と県社会福祉士会が協議し決めるものとする。